

家電リサイクル法の施行状況について

1 . 家電 4 品目の引取状況	・ ・ ・ ・ ・	1
2 . 再商品化実績	・ ・ ・ ・ ・	5
3 . 家電 4 品目の使用年数の変化	・ ・ ・ ・ ・	8
4 . 家電 4 品目の不法投棄	・ ・ ・ ・ ・	9
5 . 市区町村における家電リサイクル法への取組み状況	・ ・ ・	1 1
6 . 普及啓発・調査	・ ・ ・ ・ ・	1 2
7 . 3 R 及び環境配慮設計の進捗	・ ・ ・ ・ ・	1 4
8 . 家電リサイクル法におけるフロン対策の強化について	・ ・	1 8
(ご報告)		

平成 1 5 年 9 月 8 日
経 済 産 業 省
情 報 通 信 機 器 課
環 境 リ サ イ ク ル 室

１．家電４品目の引取状況

（１）概況

平成１３年４月から施行された家電リサイクル法は、廃家電４品目（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機）について、消費者による適正排出の実施、小売業者による消費者からの引取り、製造業者等による指定引取場所における引取り及びリサイクル施設における再商品化等を推進し、概ね順調に２年目を終えた。

（２）引取の状況（詳細：別紙１－１参照）

平成１４年度（平成１４年４月～平成１５年３月）に、全国の指定引取場所が引取った廃家電４品目は、合計約１，０１５万台（前年度比１６０万台増）。

平成１５年７月に全国の指定引取場所が引き取った廃家電４品目は、１２１万台（前年同月比９万台減）であった。

平成１５年４月～７月に指定引取場所が引き取った廃家電４品目は、延べ３７９万台（前年同期比１１万台増）であった。

（３）家電リサイクルプラントの状況（詳細：別紙１－１及び１－２参照）

平成１４年度において、指定引取場所から全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電４品目は、合計約１，０１６万台（前年度比１７９万台増）。

平成１５年７月に指定引取場所から全国のリサイクルプラントに搬入された廃家電４品目は、合計約１２３万台（前年同月比０．２万台減）であった。

平成１５年４月～７月にリサイクル施設が引き取った廃家電４品目は、延べ３８０万台（前年同期比１７万台増）であった。

家電リサイクルプラントは現在４１プラントが稼働しており、法施行後、これらのプラントにおいては、約１，７００人の雇用が発生。

（４）家電リサイクル券システムの状況

家電リサイクル券システムは順調に稼働しており、消費者は、（財）家電製品協会のホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp> の「排出者向け引取り状況確認」機能を利用して、自分が排出した家電製品の状況を確認可能。

家電リサイクル法施行状況
(指定引取場所、リサイクルプラントにおける引取台数)

1. 全国の指定引取場所における引取台数 (4品目合計)

(単位 : 千台)

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度				
	4品目合計	4品目合計	4品目合計	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
4月	276	721	784	87	267	223	208
5月	568	784	872	137	273	240	222
6月	694	871	919	202	252	258	206
7月	1,200	1,301	1,214	287	338	332	257
8月	1,043	1,216					
9月	706	812					
10月	687	736					
11月	645	705					
12月	873	925					
1月	678	744					
2月	529	601					
3月	650	734					
合計	8,549	10,150	3,789	713	1130	1053	893

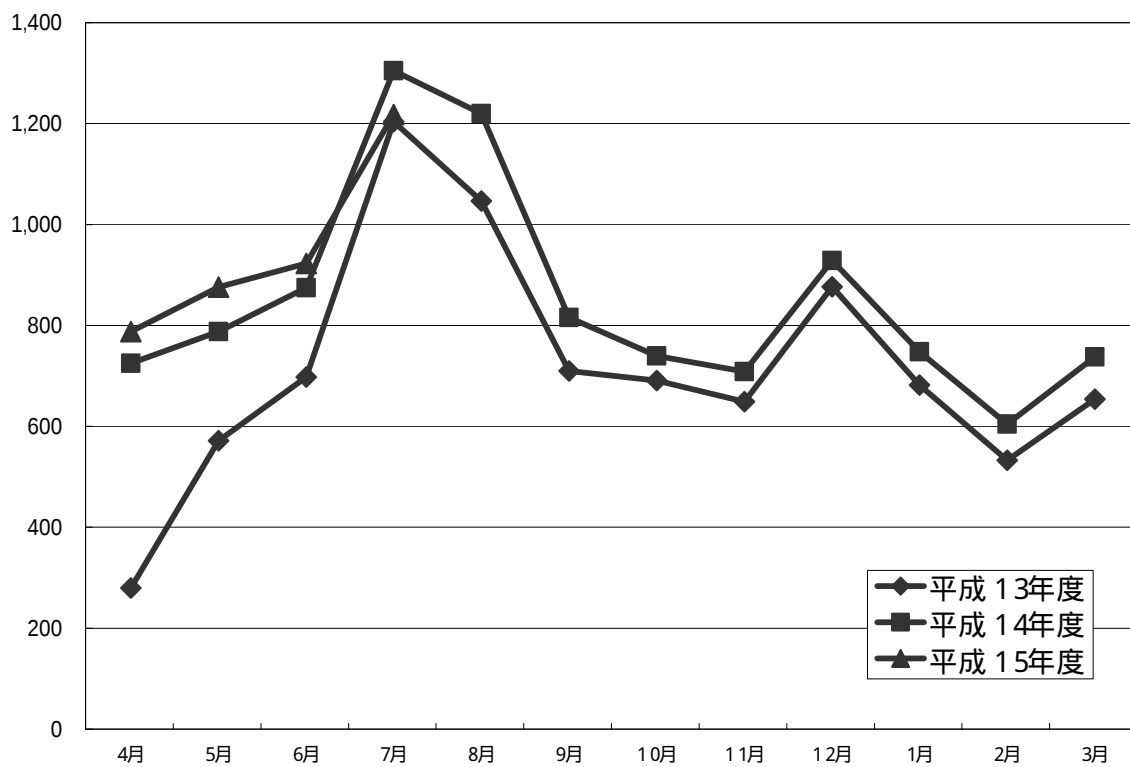
2. 全国のリサイクルプラントにおける引取台数 (4品目合計)

(単位 : 千台)

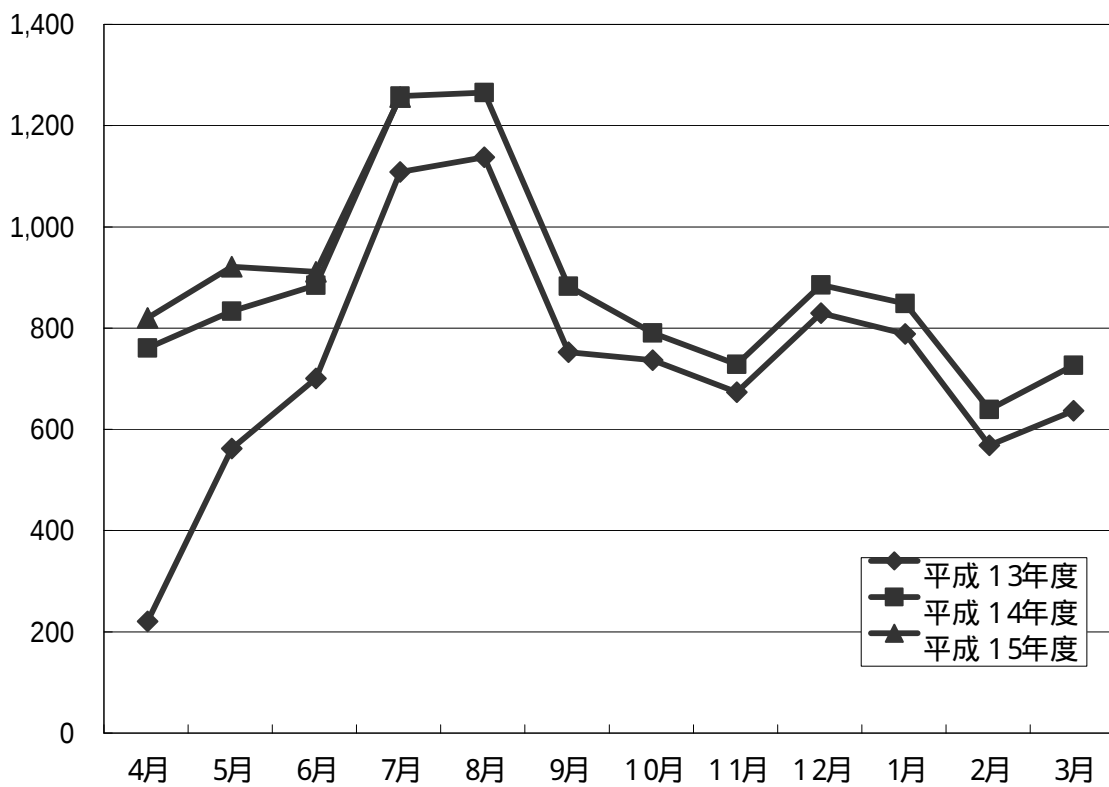
	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度				
	4品目合計	4品目合計	4品目合計	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
4月	192	732	792	88	273	205	226
5月	534	805	893	136	282	245	230
6月	672	856	883	189	246	247	201
7月	1,080	1,230	1,228	295	336	338	259
8月	1,109	1,237					
9月	724	854					
10月	708	762					
11月	645	700					
12月	801	857					
1月	760	820					
2月	540	611					
3月	608	698					
合計	8,373	10,161	3,796	708	1,137	1,035	916

いずれも暫定集計値で今後修正があり得る。
四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある。

全国の指定引取場所における月毎の引取台数(4品目合計)



全国のリサイクルプラントにおける月毎の引取台数(4品目合計)



(別紙 1 - 2)

家電リサイクルプラント一覧

平成 15 年 8 月現在

委託先名	施設所在地	
北海道エコリサイクルシステムズ(株)	北海道苫小牧市	1
(株)鈴木商会 発寒リサイクル工場	北海道札幌市	2
(株)鈴木商会 石狩工場	北海道石狩市	3
東北東京鉄鋼(株)	青森県八戸市	4
(株)エコリサイクル	秋田県大館市	5
東日本リサイクルシステムズ(株)	宮城県鶯沢町	6
中田屋(株)伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市	7
NNY(株)那須事業所	栃木県大田原市	8
(株)関東エコリサイクル	栃木県大平町	9
中田屋(株)加須工場	埼玉県加須市	10
(株)ハイパーサイクルシステムズ	千葉県市川市	11
中田屋(株)千葉工場	千葉県千葉市	12
フェニックスメタル(株)市原事業所	千葉県市原市	13
東京エコリサイクル(株)	東京都江東区	14
(株)テルム	神奈川県横浜市	15
JFEアーバンリサイクル(株)	神奈川県川崎市	16
中田屋(株)富士工場	静岡県富士市	17
(株)富士エコサイクル	静岡県富士宮市	18
(株)豊和商事 三条支店	新潟県南蒲原郡栄町	19
(株)豊和商事 本社	新潟県長岡市	20
ハリタ金属(株)	富山県西砺波郡福岡町	21
グリーンサイクル(株)	愛知県名古屋市	22
豊田メタル(株)	愛知県半田市	23
トーエイ(株)	愛知県知多郡東浦町	24
(株)ハイパーサイクルシステムズ京都分工場	京都府長岡京市	25
サニーメタル(株)	大阪府大阪市	26
関西リサイクルシステムズ(株)	大阪府枚方市	27
(株)松下エコテクノロジーセンター	兵庫県加東郡社町	28
(株)アール・ビー・エヌ	兵庫県姫路市	29
平林金属(株)港工場	岡山県岡山市	30
平林金属(株)御津工場	岡山県御津郡御津町	31
九州メタル産業(株)	福岡県北九州市	32
西日本家電リサイクル(株)	福岡県北九州市	33
九州メタル産業(株)鳥栖営業所リサイクルセンター	佐賀県鳥栖市	34
熊本新明産業(株)	熊本県熊本市	35
アクトビーリサイクリング(株)	熊本県水俣市	36
太信鉄源(株)	宮崎県宮崎市	37
(株)荒川商店	鹿児島県鹿児島市	38
(株)拓琉金属	沖縄県浦添市	39
(株)拓琉リサイクル研究センター	沖縄県沖縄市	40
拓南商事(株)	沖縄県具志川市	41

家電リサイクル法施行後上記プラントにおいて新たに発生した雇用者数
 常勤(正規)職員 約 600人 非常勤職員(含む派遣職員) 約 1,100人
 合計 約 1,700人

２．再商品化実績

- (１) 家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス等が有価物として回収され、法定基準を上回る再商品化率が達成されました。また、エアコンや電気冷蔵庫に冷媒として用いられているフロン類も回収され、破壊されました。
- (２) (財)家電製品協会から、我が国全体の家電リサイクル実績等を取りまとめた資料がホームページに公開されています (別紙 ２ - １)。
- (３) また、これら平成 １４ 年度のリサイクル実績等は、各家電メーカーにより、ホームページ等を通じて公表されています (別紙 ２ - ２ : 各家電メーカー URL 一覧)。

特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造業者等及び指定法人が1年間(平成14年4月1日～平成15年3月31日)に再商品化等を実施した総合計の状況。

特定家庭用機器廃棄物実施状況の総括(総合計)

		エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
指定引取場所での引取台数	[千台]	1,636	3,520	2,565	2,426
再商品化处理台数	[千台]	1,624	3,515	2,556	2,409
再商品化等処理重量	[トン]	72,009	95,134	148,662	71,053
再商品化重量	[トン]	56,739	72,110	91,006	42,967
再商品化率	[%]	78%	75%	61%	60%

* 再商品化处理台数及び再商品化等処理重量は平成14年度に再商品化等に必要な行為を実施した特定家庭用機器廃棄物の総台数及び総重量

* 値は全て小数点以下を切り捨て

* 上記の指定引取場所での引取台数及び再商品化处理台数には、管理票の誤記入等により処理すべき製造業者等が確定していないものは含まれない

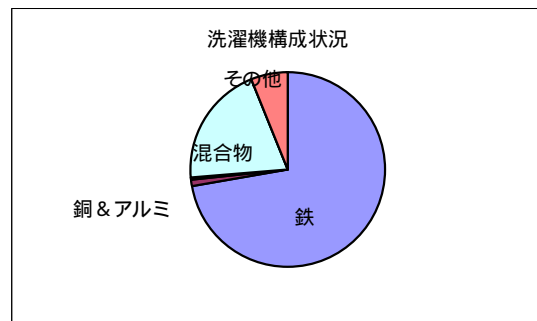
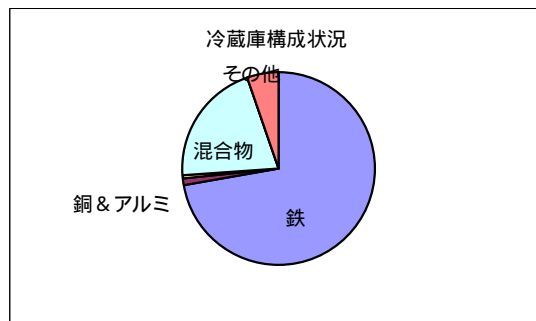
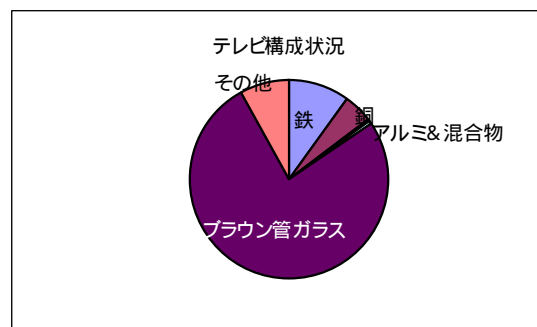
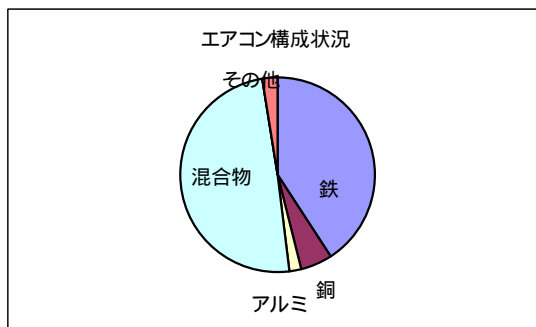
施行規則第47条第1号に基づく総括(総合計)

- 製品の部品または材料として利用するものに有償または無償で譲渡する状態にした場合の当該部品および材料の総重量

		エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
鉄	[トン]	23,112	7,235	65,832	30,992
銅	[トン]	3,058	3,369	998	476
アルミニウム	[トン]	1,111	188	404	142
非鉄・鉄など混合物	[トン]	27,969	483	18,880	8,703
ブラウン管ガラス	[トン]	—	55,075	—	—
その他の有価物	[トン]	1,487	5,756	4,890	2,652
総重量	[トン]	56,739	72,110	91,006	42,967

* 値は全て小数点以下を切り捨て

* 「その他の有価物」とは、プリント基板、その他のプラスチック等である。



- 冷媒として使用されていたものを回収した総重量

		エアコン		冷蔵庫	
冷媒として使用されていたものを回収した総重量	[kg]	806,580	—	233,946	—

* 値は全て小数点以下を切り捨て

各家電メーカーURL一覧

以下のURLに、各メーカー毎の家電リサイクル法14年度のリサイクル実績等が掲載されています。

社名	URL
(財)家電製品協会	http://www.aeha.or.jp/
松下電器産業	http://www.matsushita.co.jp/environment/en_0003.html
東芝	http://www.toshiba.co.jp/kdnrc/
東芝キャリア	http://www.toshiba-carrier.co.jp/company/environment/index_j.htm
日本ビクター	http://www.jvc-victor.co.jp
ダイキン工業	http://www.daikin.co.jp/kankyo/
エルジー電子ジャパン	http://www.lg-japan.com
コロナ	http://www.corona.co.jp
日本サムスン	http://www.samsung.co.jp
エレクトロラックスジャパン	http://www.electrolux.co.jp
森田電工	http://www.moritadenko.co.jp
エポテック	http://www.moritadenko.co.jp
東京ガス	http://www.tokyo-gas.co.jp/env/
大阪ガス	http://www.osakagas.co.jp/kankyo/index_j.htm
東邦ガス	http://www.tohogas.co.jp
クリナップ	http://www.cleanup.co.jp
三洋電機	http://www.sanyo.co.jp/recycle/
三洋電機空調	http://www.sanyo.co.jp/kuucho/
シャープ	http://www.sharp.co.jp/corporate/eco/recycle/02_jisseki.html
ソニー	http://www.sony.co.jp/SonyInfo/Environment/index.html
日立H&L	http://kadenfan.hitachi.co.jp/kankyo/
日立情映テック	日立H&Lと共用
日立リビングサプライ	日立H&Lと共用
三菱電機	http://www.mitsubishielectric.co.jp/recycle/home/zisseki/
富士通ゼネラル	http://www.fujitsugeneral.co.jp/japanese/kankyo/index.html
三洋セールス&マーケティング	http://www.sanyo-ssm.com/overseas/corporation_j/recycle.html
長府製作所	http://www.chofu.co.jp/whatnew1.htm
トヨタミ	http://www.toyotomi.jp/kankyo/kankyo_index.html
ノーリツ	http://www.noritz.co.jp/kankyou/index.html
パイオニア	http://www.pioneer.co.jp/environment/
船井電機	http://www.funai.co.jp/funai/recycle/reji0305.htm
三菱重工業	http://www.mhi.co.jp/aircon/cs/environmental/001a.html
リンナイ	http://www.rinnai.co.jp/
岩谷産業	http://www.iwatani.co.jp
エースインターナショナルジャパン	http://www.ace-international.com
小泉成器	http://www.seiki.koizumi.co.jp
全国大学生活協同組合連合会	http://www.univcoop.or.jp
ソーコー	http://www.k-k-soko.co.jp
高木産業	http://www.purpose.co.jp/
ツインバード工業	http://www.twinbird.jp
ツナシマ商事	http://www.tsunashimashoji.co.jp
ミーレ・ジャパン	http://www.miele.co.jp/indexa.html
三ツ星貿易	http://www.mitsuboshi-boeki.co.jp
吉井電気	http://www.yoshii-e.co.jp

3. 家電4品目の使用年数の変化

1. 経済産業省が、家電リサイクル法施行後2年目の平成14年度において、指定引取場所に引き取られた使用済み家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の使用年数について委託調査した結果を、平成9年時点の推定平均使用年数と比較すると、次のとおり。

	平成9年時点での 推定平均使用年数	平成14年度時点 での平均使用年数	平均使用年数の 増減
エアコン	15.6	13.8	1.8
テレビ	11.8	12.5	+ 0.7
冷蔵庫	12.1	13.5	+ 1.4
洗濯機	10.9	11.2	+ 0.3

（注1）平成9年時点での推定平均保有年数は、約4,700の（家庭又は事業所からの）回答から得られた対象機器の保有状況から残存率を推計し、これをワイブル分布関数の計算式に当てはめて、出荷された製品の半数が廃棄されるまでの年数を求めたもの。

（注2）平成14年度時点での平均使用年数は、家電リサイクル法施行後に指定引取場所に実際に引取られた使用済み家電4品目各約2,000台（合計約8,000台）について、出荷時点からの年数を調査した結果。

2. また、内閣府の消費動向調査による買い替え時の平均使用年数の調査結果は、次のとおり。

	平成10～12年 度平均使用年数	平成14年度平均 使用年数	平均使用年 数の増減
ルームエアコン	11.87	12.55	+ 0.68
カラーテレビ	9.78	10.23	+ 0.45
電気冷蔵庫	11.71	11.48	0.23
電機洗濯機	9.15	9.03	0.12

（注1）全国約5,000世帯を選定し、調査客体となった世帯が回答を記入。平均使用年数は、買い換え時における買い換え前に使用していたものの使用年数の平均。

（注2）消費動向調査は、四半期毎に実施。上記の数字は、四半期毎の平均使用年数の調査結果を単純平均したもの。

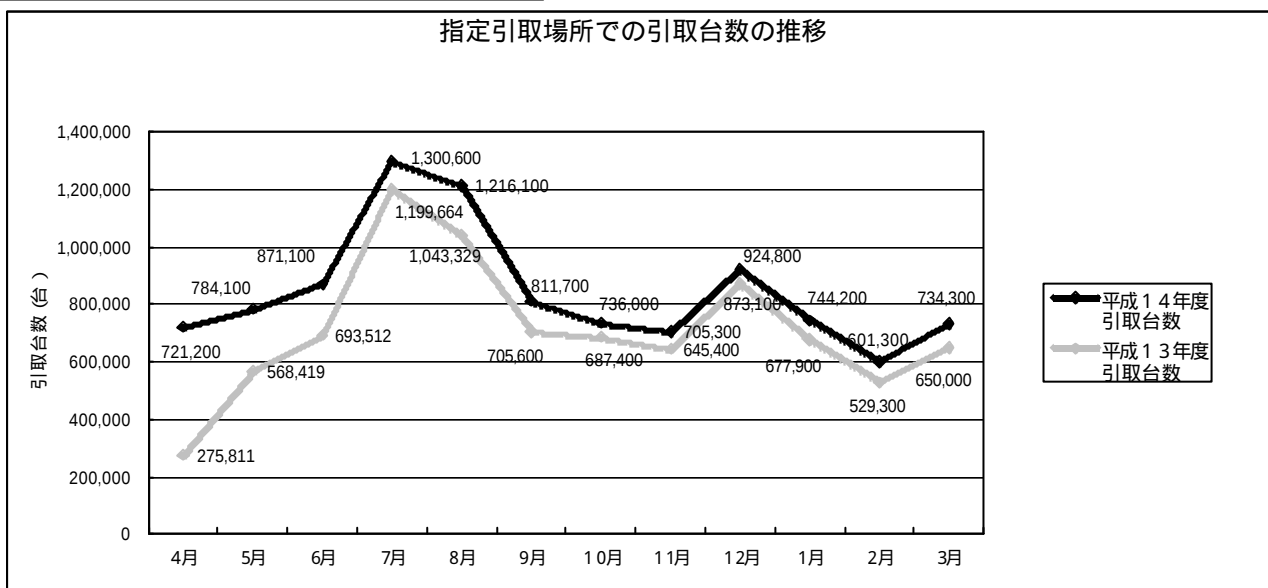
3. 上記1によれば、家電リサイクル法施行後、エアコンは平均使用年数が短くなっているが、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、平均使用年数が伸びており、特に冷蔵庫は1年強も伸びている。また、上記2の結果では、家電リサイクル法施行後、電気冷蔵庫と電気洗濯機には大きな変化が見られないものの、ルームエアコン及びカラーテレビについて、平均使用年数の長期化の傾向が見られる。

4．家電4品目の不法投棄

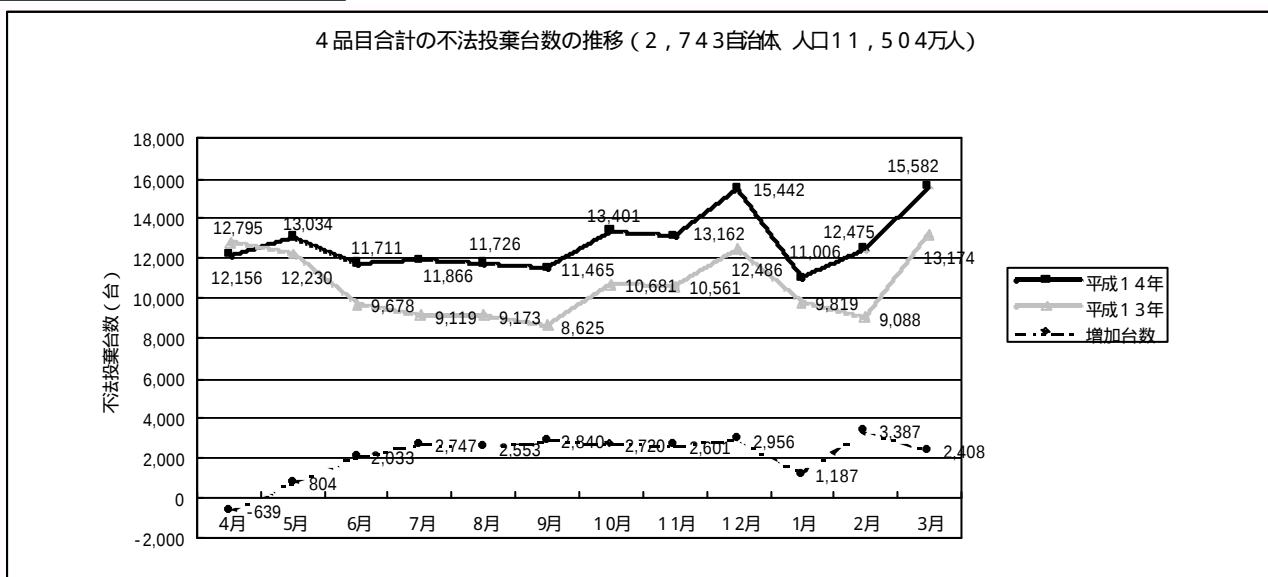
環境省の調査結果をもとに分析すると次のとおり。

- (1) 平成14年度の不法投棄台数(2,743自治体、人口11,504万人(総人口の90%))は、4品目合計で153,026台(13年度比20.1%増)である。
- (2) 家電リサイクル法に基づき、指定引取場所に持ち込まれた廃家電も1,015万台と増加(13年度比19%増)したことから、推定廃棄台数(=引取台数+推定不法投棄台数)に対する不法投棄台数は1.6%と13年度と同じ割合であった。
- (3) 以上を総合的に勘案すると、廃家電の不法投棄はほぼ落ち着いている状況にある。

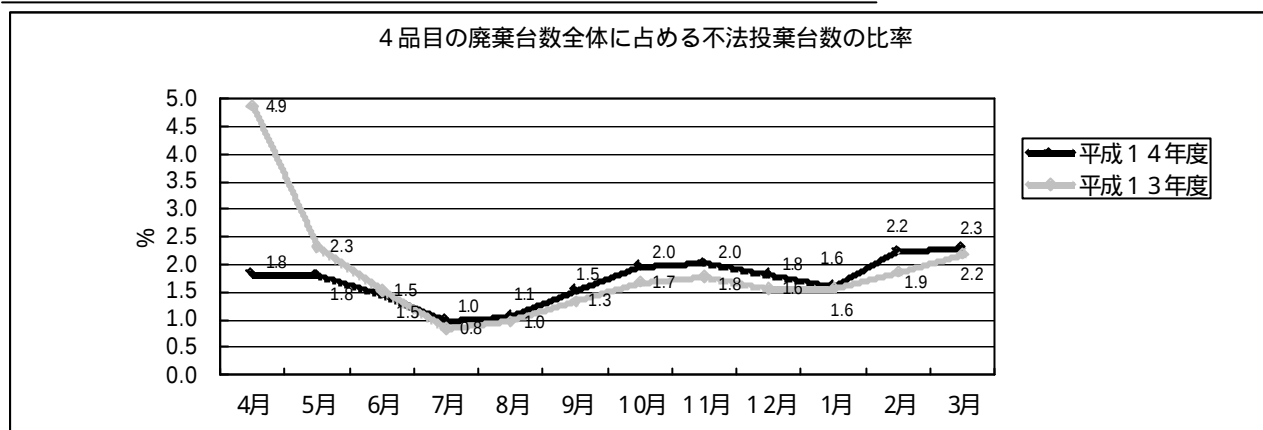
指定引取場所での引取台数の推移



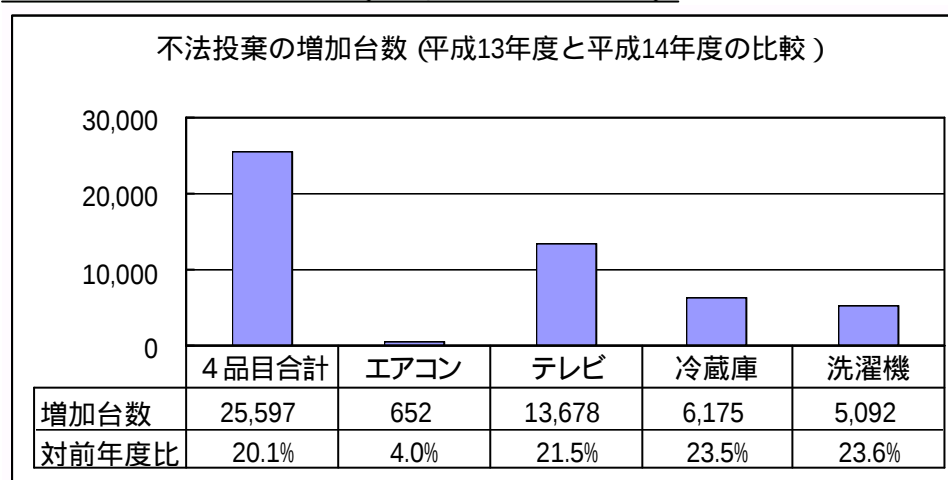
不法投棄台数の推移(2,743自治体)



4 品目の廃棄台数全体に占める推定不法投棄台数の比率



不法投棄の増加台数（2，743自治体）



不法投棄台数（2，743自治体）

（台）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
13年度	16,187	63,471	26,225	21,546	127,429
14年度	16,839	77,149	32,400	26,638	153,026

５．市区町村における家電リサイクル法への取組み状況

環境省の調査結果から、次のような状況にあると考えられる。

- (１) 不法投棄の増加を懸念する市町村は約５４％と平成１３年４月時点（約９５％）から大幅に減少しており、市町村による不法投棄の懸念は緩和の方向。
- (２) 調査自治体中、約７２％の自治体が家電リサイクル法の施行状況について「順調に推移」あるいは「おおむね順調に推移」と評価。
- (３) 平成１２年度と１３年度の市町村による回収量を比較すると、約１．３％程度（対前年度比９８．７％減）と大幅に減少しており、調査対象市町村数等が異なることから単純に比較はできないものの、１４年度も１３年度に引き続き大部分の廃家電が家電リサイクル法に基づき引取られたと考えられる。

また、１４年度に（財）クリーン・ジャパン・センターにおいて実施した特定家庭用機器再商品化地域モデル事業（国庫補助事業）では、自治体による家電リサイクルの優良な取組事例（別添）をまとめると共に全国３ヶ所でセミナーを開催した。

<注> 以下の表は、平成１４年６月１２日及び平成１５年７月１７日に環境省が公表した「市区町村における家電リサイクル法への取組み状況について」より、抜粋。

平成１３年度と１４年度との行政回収の実績台数の比較

（市区町村数６９３、人口３，５６８万人）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合 計
平成１３年度	10,735 台	35,623 台	23,788 台	20,141 台	90,287 台
平成１４年度	11,674 台	47,468 台	29,326 台	26,296 台	114,764 台

（平成１５年７月１７日環境省公表資料より）

平成１２年度と１３年度との行政回収の実績台数の比較

（市区町村数６２０、人口５，０７８万人）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合 計
平成１２年度	311,890 台	1,334,838 台	621,326 台	547,056 台	2,815,110 台
平成１３年度	4,237 台	15,264 台	8,898 台	7,552 台	35,951 台

（平成１４年６月１２日環境省公表資料より）

6．普及啓発・調査

平成 15 年度に実施する予定の普及啓発事業、情報提供事業は下記のとおり。

1．施行実績等を踏まえた新たなパンフレットの作成、配布

家電リサイクル法の仕組み、リサイクル処理工程、実績データ、法の効果等を中心に掲載。また、循環型社会や他のリサイクル法との関係、パソコンや携帯電話等関心の高い機器のリサイクル状況等について掲載予定。

2．自治体向け情報提供ＣＤの作成、配布

地方自治体等が、家電４品目等電気電子機器の廃棄物リサイクル制度に関する普及啓発パンフレットを作成したり、広報紙面上に制度解説コラムを掲載したり、或いは廃棄物排出ルートを説明したホームページの開設を容易にするための関連情報を収録したＣＤ-ＲＯＭ広報支援ツールを開発、配布予定。

3．家電リサイクルプラントの見学受入の実施（別紙 6 - 1）

（ご参考）

平成 13 年度及び 14 年度に実施した事業

パンフレット、ビデオの作成、配布

ホームページの活用

家電リサイクルプラントの見学受入の実施（別紙 6 - 1）

環境教育・啓発ツールの作成、配布

a.平成 14 年度から導入される総合的な学習の時間等に使用するための副読本の作成

b.経済産業省ホームページに「for Kids」のページを掲載

自治体による家電リサイクル法取組の促進事業

「家電リサイクル法相談窓口」における問い合わせ対応

家電リサイクルプラントにおける見学受入一覧表

	リサイクルプラント名	所在地	受入日 (曜日・時間等)	最大受 入 可能人	所要時間	申込先 (電話番号、FAX番号 等)	平成14年度 見学受入 総数(人)
1	(株)鈴木商会 発寒リサイ クル工場	札幌市西区発寒15条13丁目3番 45号	火・水	座席42 席 立席含	40分～1.5 時間	TEL : 011-676-2770 FAX : 011-676-2773	300
2	北海道エコリサイクルシステ ムズ(株)	北海道苫小牧市字柏原6番269	火・水・木10:00～ 11:30 13:30～ 15:30	50	1時間	TEL : 0144-53-9307 FAX : 0144-53-1699	1,970
3	(株)エコリサイクル	秋田県大館市花岡町字堂屋敷 30-2	月～金9:30～ 11:00 13:00～ 16:30	30	1時間	TEL : 0186-47-1001 FAX : 0186-47-1002	2,075
4	東日本リサイクルシステムズ (株)	宮城県栗原郡鶯沢町字南郷南 沢82-2	水・木13:00～ 16:00	40	1時間	TEL : 0228-57-1015 FAX : 0228-57-1016	2,244
5	(株)関東エコリサイクル	栃木県下都賀郡大平町富田800	火・木9:30～ 11:30 13:30～ 16:00	25	0.5時間	TEL : 0282-43-1122 FAX : 0282-43-1115	1,997
6	(株)ハイパーサイクルシステ ムズ	千葉県市川市東浜1-2-4	火・木9:00～ 17:00	40	1.5時間	TEL : 047-327-5860 FAX : 047-327-5861	2,449
7	東京エコリサイクル(株)	東京都江東区若洲38番	水・木14:00～ 15:00	24	1時間	TEL : 03-3522-6690 FAX : 03-3522-6688	701
8	(株)テルム	神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20-1	火曜・木曜 10:00～11:30 13:30～15:00	50	1時間	TEL : 045-510-6830 FAX : 045-506-7978	4,019
9	J F E アーバンリサイクル (株)	川崎市川崎区水江町6番1号	火・水・木10:00 ～16:00	10	2時間	TEL : 044-322-1654 FAX : 044-322-1523	1,764
10	(株)富士エコサイクル	静岡県富士宮市山宮3507番地 19	火・木10:30～ 11:30 13:30～ 14:30 14:30～	20	0.75時間	TEL : 044-861-9846 FAX : 044-861-9891	932
11	グリーンサイクル(株)	愛知県名古屋市中区昭和町13 番地	火～金10:00～ 12:00 13:30～ 16:30	75	1.75～2時 間	TEL : 052-613-5714 FAX : 052-613-5799	2,790
12	関西リサイクルシステムズ (株)	大阪府枚方市春日北町2丁目 28-1	水・木10:00～ 13:00～	50	1.5～2時 間	TEL : 072-808-9888 FAX : 072-808-9889	607
13	(株)アール・ピー・エヌ	兵庫県姫路市飾磨区中島3059 番地20	火・水・木10:00 ～14:00～	40	1時間	TEL : 0792-43-1200 FAX : 0792-43-1202	780
14	(株)松下エコテクノロジーセ ンター	兵庫県加東郡社町佐保50	水・木・金 10:00～11:30 13:30～15:00	50	1.5時間 (Q&A含む)	TEL : 0795-42-8570 FAX : 0795-42-8580	9,621
15	平林金属(株)御津工場	岡山県御津郡御津町大字高津 字常原120-13	月～金 9:30～16:30 (12:00～13:00)	50	1.5時間	TEL : 0867-24-0505 FAX : 0867-24-9696	1,401
16	西日本家電リサイクル(株)	福岡県北九州市若松区響町1丁 目62番地	火(午前) 金(午前・午後) 10:30～	50	1時間	TEL : 093-752-2881 FAX : 093-752-2883	12,736
17	アクトビーリサイクリング (株)	熊本県水俣市塩浜町278-6	月～金 9:00～17:00	30	1時間	TEL : 0966-62-3300 FAX : 0966-62-3338	847
18	(株)拓琉金属	沖縄県浦添市港川495-9	水午後	5	0.5時間	TEL : 098-876-3548 FAX : 098-876-5849	0
19	(株)拓琉リサイクル研究セン ター	沖縄県沖縄市登川3513-1	水午後	5	0.5時間	TEL : 098-876-3548 FAX : 098-876-5849	0
合 計							47,233

7 . 3 R 及び環境配慮設計等の進捗

家電リサイクル法の施行に伴い、家電メーカーにおいては、リデュース・リサイクル配慮設計についても製品の設計アセスメントの中で取り組みが進められている。具体的な事例は以下のとおり。

1 . リサイクルへの取り組み

家電メーカー等では、リサイクル処理の容易性を高めるため、ネジ止め箇所の削減、プラスチック素材の種類の削減、外しやすいネジ等の開発等に取り組んでいる。

また、経済産業省として、シクロペンタンを使用している冷蔵庫処理の安全を確保するため、14年度技術開発（補助事業）を実施したところ。

2 . 廃家電製品の再商品化への取り組み例

- ブラウン管ガラスを再びブラウン管ガラスの材料に使用
- 再生プラスチックを新商品（エアコン、冷蔵庫、洗濯機）に採用
- 銅、アルミをエアコンの室内機及び室外機の熱交換器に再利用
- 鋳物鉄をエアコン（室外機）のコンプレッサーの鋳物部品に再利用
- 廃洗濯機のPP樹脂製水槽を、新商品の水槽に再生する技術の実用化

3 . 有害化学物質等への対応

(1) 有害化学物質（鉛、カドミウム等）

各家電メーカーは、無鉛はんだへの導入、六価クロム、水銀、特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）等有害化学物質の使用禁止について、環境報告書等で具体的な計画を掲載し、積極的に取り組んでいる。

(2) フロン、代替フロンへの対応

平成14年1月からノンフロン冷蔵庫の発売が開始され、6社22機種（300～500L級）のノンフロン冷蔵庫が発売されている（年内に更に1社発売予定）。同冷蔵庫は通常の機種より若干割高であるが、計画どおりの販売状況となっており、ノンフロン冷蔵庫への転換が着実に進展している。

また、家電リサイクル法施行に伴い、「家電レンタルパックサービス（一般家庭向け家電製品のリース・レンタルビジネス）」が開始され、当初は単身者向けであったが、本年6月から家族向けにもサービスを開始する等好評と聞いている（別紙7-1）。

TOSHIBA

(別紙7-1)

② お問い合わせ

家電レンタル パックサービス

全国配送可能！(一部地域を除きます)

ゼーンぶ東芝の人気商品!

**4商品
まとめて
レンタル**

- テレビ
- 冷蔵庫・洗濯機
- 全自動洗濯機
- 電子レンジ

**4商品パックで
低額
レンタル料金**

**新しい商品
をご提供**

**お届けから
セット回収
まで無料**

**修理・
保証付き
レンタル**

**引越にもラクラク！
はじめてつづけても安心から増え上げまで全て無料！
(しかもメンテナンス付！！)
パックは2種類**

スタンダードパック

お申し込みからサービス終了まで
※お申し込みは必須です

※お申し込みは必須です

NEWファミリーパック

お申し込みからサービス終了まで
※お申し込みは必須です

※お申し込みは必須です

TOSHIBA



家電レンタルパックサービス

② お買い合わせ

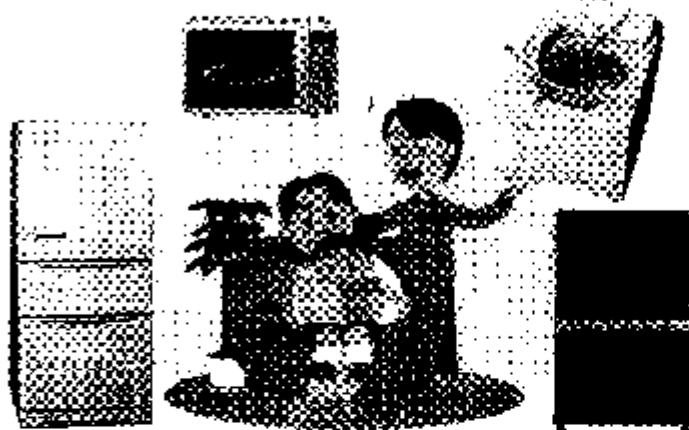
◀ 家電レンタルパックサービスのトップへ

▶ シングルライフ応援パック

3年レンタル
基本パック

NEWファミリー応援パック

月々レンタル料 **8,000円**



新生活を始める新婚さんも
急な転勤による引越しも！

4商品パックで
月々わずか8,000円！

資料・申込書請求はこちらから▶

NEWファミリー応援パック・商品のご紹介▶

家電リサイクル法による対象商品のリサイクル料金+収集運搬料金は
レンタル商品にはお客様の負担はありません。

＜リサイクル料金＞ 冷蔵庫 4,800円 洗濯機/ホームランドリー 12,400円 テレビ 2,700円 エアコン 3,500円

- 月額レンタル料金は、東芝グループカード又はクレジットカード(VISA・マスター・JCB)にてのお支払いとなります。
- 契約年数が満了し、継続レンタルする場合、月額レンタル料は、一律5,000円(税別)となります。

* レンタル期間中の(中途解約)に関しては、キャンセル料を頂きます。
1. 使用期間が1年未満での中途解約の場合：残りの契約期間にお支払いいただくレンタル料金の65%
(ご使用期間が1年以上での中途解約の場合：残りの契約期間にお支払いいただくレンタル料金の50%)

◆ お申込に際しては、保証人が必要となる場合があります。

TOSHIBA



家電レンタルパックサービス

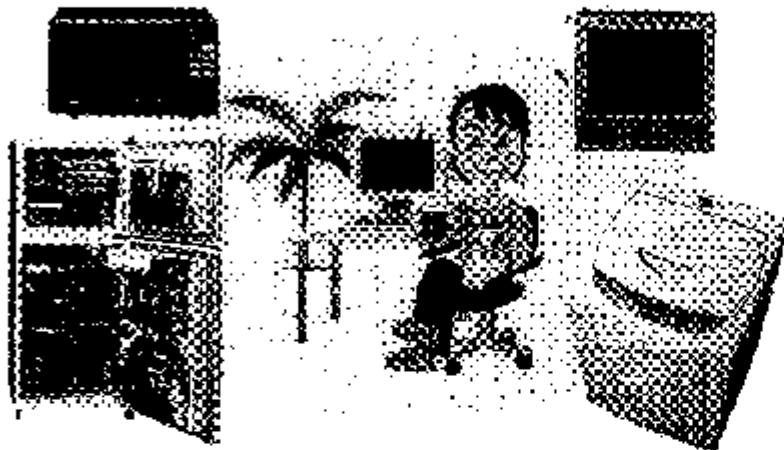
家電レンタルパックサービスのトップへ

NEWファミリー応援パック

2年レンタル
基本パック

シングルライフ応援パック

月々レンタル料 **4,500円**



ひとり暮らしの学生さんも、
単身赴任のお父さんも！

4商品パックで
月々わずか4,500円！

資料・申込書請求はこちらから▶

シングルライフ応援パック・商品のご紹介 ▶

家電リサイクル法による対象商品のリサイクル料金+収集運搬料金は
レンタル商品にはお客様の負担はありません。
(リサイクル料金) 冷蔵庫・1,800円、洗濯機・ホームランドリー・3,400円、テレビ・2,700円、エアコン・2,500円

- 月額レンタル料金は、東芝グループカード又はクレジットカード(VISA・マスター・JCB)にてのお支払いとなります。
- 契約年数が満了し、継続レンタルする場合、月額レンタル料は一律3,000円(税別)となります。

※レンタル期間中の(中途解約)に関しては、キャンセル料を頂きます。
(ご使用期間が3年以上での中途解約の場合)残りの契約期間にお支払いいただくレンタル料金の75%。
(ご使用期間が3年以下での中途解約の場合)残りの契約期間にお支払いいただくレンタル料金の50%。

◆お申込に際しては、保証人が必要となる場合があります。

[東芝テクノトップページ](#) | [個人情報保護方針](#)

Copyright(c) 2003 TOSHIBA SERVICE & ENGINEERING Co.,Ltd. All Rights Reserved.

８．家電リサイクル法におけるフロン対策の強化について（ご報告）

１．概 要

昨秋開催した電気・電子機器リサイクルワーキンググループ（環境省の専門委員会と合同開催）において、フロン回収破壊法の完全施行（平成１４年１０月）等フロン対策の進展を考慮し、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）におけるフロン対策の強化について、検討を行い、以下の内容が示された。

（１）家庭用冷蔵庫の断熱材フロン対策

家庭用冷蔵庫の断熱材フロンの回収に必要な密閉型破碎機の導入等が進展しつつあり、概ね安定した操業が可能となってきたことから、フロン類の回収・破壊等を一層進める必要性を踏まえ、家庭用冷蔵庫の断熱材フロンについても、回収・破壊等を義務づけること

（２）家庭用冷凍庫の取り扱い

家庭用冷凍庫については、素材構成や構造が家庭用冷蔵庫とほぼ同等であることから、家庭用冷蔵庫と同様に再資源化を行うことが可能であり、消費者や販売店から、家電リサイクル法の対象となるか否かとの問い合わせが比較的多く寄せられていることから、法制上可能な場合は、排出量は少ないものの、消費者の混乱回避の観点から、家庭用電気冷凍庫についても家庭用電気冷蔵庫と同一の対象品に加えること

（３）帳簿記載事項の厳格化

家庭用エアコン及び家庭用冷蔵庫の冷媒フロンの回収・破壊等に関して、帳簿記載義務事項を詳細化し、フロン管理の徹底を図ること

２．今後の対応等について

環境省と共に上記（１）及び（２）について、現在特定家庭用機器再商品化法施行令の改正作業中。併せて、（３）について、特定家庭用機器再商品化法施行規則を改正する予定。